

(答申第 1 0 0 号)

(答申第 1 0 1 号)

答 申

第 1 審査会の結論

岐阜県警察本部長(以下「実施機関」という。)が行った4件の公文書の存否を明らかにしない非公開決定は、いずれも妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 公文書の公開請求

審査請求人は、岐阜県情報公開条例(平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。)第11条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、次の4件の公開請求を行った。

(1) 平成23年6月20日付け請求

警務部監察課訟務係が保有する岐阜地方裁判所における特定番号の事件の法廷に証拠として請求人が提出した甲第1号証から甲第19号証までの文書19点。(以下「請求1」という。)

(2) 平成23年6月20日付け請求

警務部監察課訟務係が保有する名古屋高等裁判所における特定番号の事件の法廷に証拠として請求人が提出した甲第31号証、甲第32号証、甲第33号証、甲第34号証の文書4点。(以下「請求2」という。)

(3) 平成23年6月30日付け請求

名古屋高等裁判所の特定番号の事件に係る当事者尋問調書の写し

(当事者尋問調書(岐阜県警察本部警務部監察課訟務係が保有する文書で平成23年6月10日に実施された当事者である特定個人の尋問調書)(以下「請求3」という。))

(4) 平成23年6月30日付け請求

名古屋高等裁判所の特定番号の事件に係る証人尋問調書の写し

(証人尋問調書(岐阜県警察本部警務部監察課訟務係が保有する文書で平成23年6月10日に実施された証人である特定個人の尋問調書)(以下「請求4」という。))

2 実施機関の決定

実施機関は、請求1、請求2及び請求3に対し、「公開請求に係る公文書の存否について答えると、請求人が訴訟を提起したか否かを回答することとなり、特定個人の権利利益を害するおそれがあるため。(条例第6条第1号に該当)」との理由を付して、条例第9条に基づく当該公文書の存否を明らかにしない公文書非公開決定を行い、請求1について平成23年7月6日付け監第290号(以下「本件処分1」という。)により、請求2について同日付け監第291号(以下「本件処分2」という。)により、請求3について平成23年7月15日付け監第300号(以下「本件処分3」という。)により、それぞれ審査請求人に通知した。

また、実施機関は請求4に対し、「公開請求に係る公文書の存否について答えると、特定個人が証人尋問に応じたか否かを回答することとなり、特定個人の権利利益を害するおそれがあるため。(条例第6条第1号に該当)」との理由を付して、条例第9条に基づく当該公文書の存否を明らかにしない公文書非公開決定を行い、平成23年7月15日付け監第301号(以

下「本件処分4」という。)により、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分1及び本件処分2を不服として平成23年8月14日付けで、本件処分3及び本件処分4を不服として平成23年8月16日付けで、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条の規定に基づき、実施機関の上級行政庁である岐阜県公安委員会(以下「諮問庁」という。)に対して、それぞれ審査請求を行った。

第3 審査請求の併合

審査請求人は2件の審査請求を提起しているが、いずれも、同種の文書を対象とした請求について実施機関が行った公文書非公開決定に対し、同様の理由でなされた審査請求であることから、審査会ではこれら2件の審査請求を併合して審理した。

第4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分1ないし4を取り消すとの裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書において主張する審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

請求1及び請求2に係る対象公文書は、本件処分以前に岐阜地方裁判所又は名古屋高等裁判所にそれぞれ提出されているため、提出日以降は、また、請求3及び4に係る対象公文書については、(尋問の実施された)平成23年6月10日以降は、民事訴訟法91条の「何人も、裁判所書記官に対し訴訟記録の閲覧を請求することができる」規定により、何人でも閲覧できるようになったので、本件対象公文書は、条例6条1号ただし書イの「法令の定めるところにより公にされた情報」である。

よって、本件処分は条例6条1号ただし書イに反する違法な処分であるから取り消されるべきである。

第5 諮問庁の主張

諮問庁が公開決定等理由説明書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

訴訟記録の閲覧制度や裁判の公開は、裁判の公正と司法権に対する信頼を確保することなどの基本的な理念に基づき、特定の受訴裁判所の具体的判断の下に実施されているもので、その手続及び目的の限度において訴訟関係者のプライバシーが開披されることがあるとしても、このことをもって、訴訟記録に記載されている情報が、情報公開手続において、直ちに一般的に公開することが許されているものと解することはできない。

また、民事訴訟法においては、当事者及び利害関係人以外の第三者は、訴訟記録の閲覧しか認められず、その謄写が認められていないのに、情報公開においては、その写しを交付できるとなると、プライバシーの伝搬性が高くなり又、プライバシー侵害の程度も大きくなることが予測できる。

このようなことを考慮すると、少なくとも個人に関する情報については、民事訴訟法第91条第1項の規定が存在するとの一事をもって、条例第6条第1号ただし書イの「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に当たるとは言え

ない。

以上のことから、請求 1 及び請求 2 に係る公文書の存否について回答すると、請求人が訴訟を提起したか否か、請求 3 及び請求 4 に係る公文書の存否について回答すると、特定個人が尋問に応じたか否かを回答することとなり、いずれも特定個人の権利利益を害するおそれがあるため、原処分は妥当である。

第 6 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件公開請求の趣旨等について

審査請求人の 4 件の公開請求の趣旨は、請求 1 及び請求 2 が特定訴訟に請求人が提出した証拠書類の公開を、請求 3 及び請求 4 が特定訴訟における特定個人の尋問調書の公開を求めるものと認められる。

2 本件処分に係る具体的な判断について

実施機関は、本件対象公文書の存否を答えることで明らかになる情報は条例第 6 条第 1 号本文に規定する非公開情報に該当するため、条例第 9 条に基づき公文書の存否を明らかにしない決定を行ったと説明し、これに対し審査請求人は、民事訴訟法に閲覧規定があることから、条例第 6 条第 1 号ただし書イに規定する慣行公情報に該当し、存否を明らかにしない非公開決定は不当であると主張しているため、条例第 6 条第 1 号の該当性及び存否応答拒否の妥当性について、以下のとおり判断する。

(1) 条例第 6 条第 1 号該当性について

ア 条例第 6 条第 1 号本文該当性について

条例第 6 条第 1 号は、本文において、非公開情報を「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定している。

当審査会で検討したところ、本件対象公文書の存否を答えることで明らかになるのは、特定個人が訴訟を提起したか否か、又は特定個人が尋問に応じたか否かという事実である。これらは、いずれも個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるから、同号本文で規定する非公開情報に該当すると認められる。

イ 条例第 6 条第 1 号ただし書イ該当性について

条例第 6 条第 1 号ただし書イは、同号本文に規定する個人情報であっても、法令等の定めにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報については、公開しても社会通念上個人のプライバシー等を侵害するおそれがないと認められる情報、又はおそれがあるとしても受忍限度の範囲にとどまるものと認められる情報であると考えられることから、公開しなければならないとする趣旨である。

審査請求人は、「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる。」と規定する民事訴訟法第 91 条第 1 項の規定を根拠に、本件対象公文書は、本号ただし書きイに該当すると主張する。

民事訴訟法第91条第1項に規定される訴訟記録の閲覧制度は、裁判公開の原則を踏まえて、裁判の公正と司法権に対する国民の信頼を確保することなどの基本的な理念に基づき、裁判所書記官の具体的判断の下に実施されているものであるが、同条第2項（公開を禁止した口頭弁論に係る訴訟記録の制限）や同法第92条（秘密保護のための閲覧等の制限）に例外規定があることに加え、同法第91条第3項では訴訟記録の謄写を当事者及び利害関係人に限定している。

このことから、訴訟記録の閲覧制度については、その手続及び目的の限度において訴訟関係者のプライバシーが開披されることがあるとしても、このことをもって、訴訟記録に記載された情報が、情報公開手続において、直ちに一般的に公表し又は写しを交付することが許されているものと解することはできない。

よって、本件対象公文書の存否を答えることで明らかになる情報は、訴訟記録の閲覧制度があることを考慮しても、公開することによって個人のプライバシー等を侵害するおそれがあるため、本号ただし書イに該当するものとして公開すべき情報であるとは認められない。

(2) 存否応答拒否の妥当性について

本件において、対象となる公文書が存在しているか否かを答えることによって明らかになる情報が条例第6条第1号で規定する非公開情報であることについては、上記(1)のとおりであるから、条例第9条に基づき本件公開請求を拒否した実施機関の決定には相当の理由があると認められる。

なお、本件請求1ないし3に係る公文書公開請求書の「（公開を求める）公文書の件名又は内容」欄には、「請求者」又は「審査請求人本人の氏名」の記載があることから、これらの請求は、いわゆる自己情報の公開を求める趣旨であると認められる。条例は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず請求を認めていることから、本人から本人に関する情報の公開請求があった場合にも、特定の個人が識別される情報であれば、条例第6条第1号ただし書又は第8条の規定による裁量的公開に該当しない限り、非公開となるものである。

3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審査を行った。

	審 査 の 経 過
平成23年9月8日	・平成23年8月14日付け審査請求について諮問庁から諮問を受けた。
平成23年9月8日	・平成23年8月16日付け審査請求について諮問庁から諮問を受けた。
平成23年10月5日	・諮問庁から公開決定等理由説明書を受領した。
平成23年10月26日 (第102回審査会)	・諮問事案の審議を行った。
平成23年12月5日 (第103回審査会)	・諮問事案の審議を行った。

(参考) 岐阜県情報公開審査会委員

役 職 名	氏 名	職 業 等	備 考
	粟津 明博	朝日大学法学部教授	
	石川 晴代	岐阜県商工会女性部連合会副会長	
	加藤 千鶴	弁護士	
	桑原 一男	行政書士	
会 長	森川 幸江	弁護士	

(五十音順)